

路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト

No.1

届出日	平成 年 月 日	届出区分	新規・変更		
駐車場管理者		駐車場の名称			
住所		駐車場の位置			
区域面積	m ²	構造	平面・立体		
根拠法令等	構造・設備基準			判定	
			該当有 適	該当無し 否	
出口・入口 (施行令第7条)	1	以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。			
	(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 安全帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分類されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(9) 橋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(10) 幅員が6m未満の道路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(11) 縦断勾配が10%を超える道路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	出入口基準(参考)				
	凡例	路外駐車場 駐車場出入口			
2	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	駐車の用に供する部分の面積が6,000m ² 以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。 備考:【】内は自動二輪車専用車路の場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト

No.2

根拠法令等	構造・設備基準	判定		
		該当有 適	該当 否	該当 無し
車路 (施行令第8条)	1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 幅員は、5.5m[3.5m]以上、一方通行の場合は、3.5m[2.25m](当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては2.75m[1.75m])以上であること。 備考:【】内は自動二輪車専用車路の場合の基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 はり下の高さは2.3m以上であること。(建築物の場合) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、5m[3m]以上の内り半径で回転できる構造であること。(建築物の場合) 備考:【】内は自動二輪車用車路の場合の基準		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。(建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 傾斜部の路面は、粗面またはすべりにくい材料で仕上げること。(建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車室の高さ (施行令第9条)	駐車スペースにおけるはり下の高さは2.1m以上とする。 (建築物の場合) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段またはこれに代わる設備を設ける。 (建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
防火区域 (施行令第11条)	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。 (建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
換気装置 (施行令第12条)	内部の空気を1時間10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であればよい。 (建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
照明装置 (施行令第13条)	車路の路面10ルックス以上、駐車部分の床面2ルックス以上の照度を保つのに必要な照度装置を設ける。 (建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入りおよび道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。 (建築物の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特殊の装置 (施行令第15条)	予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要 この節(第2章第1節構造および設備の基準)の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、建設大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供用時間・駐車料金の明示 (施行令第17条)	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間および駐車料金の額を明示しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
駐車ます (道路構造令等)	小型車駐車ます 奥行5.0m以上、幅2.3m以上(標準2.5m) 身体障害者用駐車ます 奥行5.0m以上、幅3.5m以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

路外駐車場の駐車料金の額の基準

No.3

根拠法令等	基準	判定	
		該当有	
		適	否
(施行令第16条)	法第13条第3項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額をこえないこと。 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>